



平成 28 年 1 月 25 日

各 位

上場会社名	津田駒工業株式会社
代表者	代表取締役社長 高 納 伸 宏 (コード： 6217 東証第 1 部)
問合せ先責任者	専務取締役 総務部長 竹 鼻 達 夫 (TEL 076-242-1110)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成 28 年 1 月 25 日）開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 24 日開催予定の第 105 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、社外取締役及び社外監査役に加え、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮するとともに、適任と思われる優秀な人材を招へいしやすい環境を整えるため、現行定款第 27 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 27 条第 2 項を変更する議案の提出については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 2 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 2 月 24 日（予定）

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示す。)

現行定款	変更案
<p>第 27 条 (取締役の責任軽減等)</p> <p>① <条文省略></p> <p>②当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 28 条～第 34 条 <条文省略></p> <p>第 35 条 (監査役の責任軽減等)</p> <p>① <条文省略></p> <p>②当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 27 条 (取締役の責任軽減等)</p> <p>① <現行どおり></p> <p>②当社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 28 条～第 34 条 <現行どおり></p> <p>第 35 条 (監査役の責任軽減等)</p> <p>① <現行どおり></p> <p>②当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>